

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 3 四半期）
デリバティブ関係(金利系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 993 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。 ・当社は、B銀行担当者からの熱心な提案により、B銀行と新規に取引を開始することとなった。 ・B銀行から提案されていた融資を受けるためには、同時期に提案されていた本件契約を締結しなければならないと思った。 ・本件契約の内容を理解することができなかったが、B銀行担当者に言われるまま、本件契約の契約書へ記名押印した。 ・また、当社は、本件契約の締結に当たってB銀行から定期預金を担保提供するよう求められ、担保設定していたが、本件契約が終了した現在も担保解除が行われていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握し、借入金の金利変動に対するヘッジニーズを確認した。 ・当行は、A社とは新規の取引であったため、A社に対して、優越的地位にはなかった。 ・当行は、所定の資料を用いて、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社社長は本件商品の内容等を理解していた。 ・当行担当者は、本件契約と融資とは独立した取引であることを説明していたが、A社に対して示した資料の中に、本件契約が融資の条件であると誤認させる可能性のある記載があり、十分な説明が尽くされていない可能性があることは認める。 ・A社が担保解除を求めている定期預金は、本件契約に限定して担保設定したものではないため、担保解除できない旨を繰り返し説明している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、B銀行担当者がA社に対して示した資料によって、本件契約が融資の条件であると誤認させた可能性が否定できないこと

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に解決金を支払うとするあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月17日付けで和解契約書を締結した。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事案番号	24年度(あ)第293号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から、キャッシュフロー改善のために、借入金利を固定金利にしたほうが良いと提案を受けていた。 ・当社は、借入金利を固定金利にすること自体には合意し、金銭消費貸借契約及び同契約の金利を固定化するための本件契約を締結した。 ・しかし、B銀行担当者からは、本件契約と金銭消費貸借契約は別の契約であることや本件契約を中途解約すると解約清算金が必要になることについて、説明がなかった。 ・当社は、取引関係の長いB銀行を信頼していたため、契約書等の書面を読まずに記名・押印した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社からできる限り長期間、借入金利を固定したいとの要望があったものの、通常の固定金利の貸出では対応できない期間であったため、金銭消費貸借契約と同時に本件契約を締結することにより、長期間、実質的に借入金利を固定化する方法を提案して本件契約を締結した。 ・当行担当者は、A社から、金利変動リスクをヘッジしたいというニーズを聴き取っており、販売に問題はなかった。 ・当行担当者は、所定の資料にもとづき、本件契約と金銭消費貸借契約が別の契約であることや本件契約を中途解約すると解約清算金が必要になることを説明した上で、内容を理解した旨の記名・押印を受けており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第382号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の提案を受け、変動金利をヘッジするニーズはなかったものの、B銀行との今後の取引関係を維持する目的で締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から提案書にもとづく詳細な説明を受けておらず、また、当社は過去にデリバティブ取引契約を締結したこともなかったため、本件契約について理解することができなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の業績及び借入条件等を把握した上で、金利上昇リスクをヘッジする目的で本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社代表者に対して、提案書を用いて本件契約のメリット及びデメリットについて事前に複数回説明を行った上で記名押印を受けており、A社は十分に理解していたと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第402号
申立ての概要	優越的な地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、過去にB銀行との間で、当社が取り扱う商品価格の変動リスクをヘッジするために、デリバティブ取引を契約していた。 ・その後、B銀行担当者から追加して同内容のデリバティブ取引に係る勧誘を受け、ニーズはなかったものの、融資を受けていることもあり、断りきれず契約するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容については十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の役員が通常の銀行取引で定期的に来店してきていた際に、本件契約を提案し販売した。 ・商品説明の際には当行の専門部署の担当者がA社を往訪し、複数回にわたって商品説明や状況確認を行っており、また、過去に同様の商品の購入経験があることから、A社は本件契約の内容について十分理解していると判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約は融資とは関連性がなく、当行はA社に対して優越的な地位の立場にもない。 ・申立対象外の最初の契約と本件契約を合算すると損失は発生していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上